

判決年月日	平成29年3月16日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成27年(行ケ)10247号		
<p>○ 名称を「紙オムツへの吸水剤の使用」とする発明について、サポート要件の充足と進歩性を認めて特許無効審判請求を不成立とした審決を、進歩性の判断（相違点1の容易想到性の判断）に誤りがあるとして取り消した事例</p>			

（関連条文）特許法29条2項，36条6項1号

（関連する権利番号等）特許第5143073号，無効2014-800155号，特開平8-337726号公報

判決要旨

1 被告は，名称を「紙オムツへの吸水剤の使用」とする発明についての本件特許（特許第5143073号）の特許権者である。

2 原告が，甲1（特開平8-337726号公報）を主引例とする進歩性欠如及びサポート要件違反を無効理由として本件特許の請求項1に係る発明の無効審判請求をしたところ（無効2014-800155号），特許庁は，訂正請求を認めた上，無効審判請求を不成立とする審決をした。

3 本件訂正後の本件特許の請求項1に係る発明（本件訂正発明）は，大要，①内部架橋剤で内部架橋した吸水性樹脂を含み，②その表面近傍が表面架橋剤で更に架橋処理され，③特定の配合割合で特定のイオン封鎖剤が配合された吸水剤を用いることを特徴とする，紙オムツへの吸水剤の使用，というものである。

4 審決は，進歩性欠如の無効理由について，以下のとおり，本件訂正発明と甲1に記載された発明（甲1発明）との相違点1を認定した上，相違点1は容易想到ではないから，相違点2，3を検討するまでもなく，進歩性が認められると判断した。

（相違点1）

架橋剤で架橋処理される前の対象物であるポリアクリル酸ナトリウム塩部分中和物について，本件訂正発明は，「架橋体」からなり「2個以上の重合性不飽和基または2個以上の反応性基を有する内部架橋剤を共重合または反応させた」ものであると特定するのに対し，甲1発明は，「アクリル酸又はアクリル酸アルカリ金属塩等の水溶性ビニルモノマーに対して，重合開始剤として0.03～0.4重量%の量の過硫酸カリウム，過硫酸アンモニウムなどの過硫酸塩を使用して重合し」て得られた「生成ポリマー」と特定する点。

（相違点1についての判断）

使い捨ておむつ等における吸収体において，内部架橋をする手段として，①内部架橋剤を使用せず，重合開始剤である過氧化物や過硫酸塩を使用した自己架橋型と，②内部架橋剤を使用した内部架橋剤型があることは，当業者の技術常識である。

しかし，自己架橋により内部架橋して得られた吸収体と，内部架橋剤を使用して内部架橋して得られた吸収体とは，分子構造が相違する。そして，使い捨ておむつ等における吸

収体には、体液の高い吸収倍率、優れた吸引速度、通液性、膨潤ゲルのゲル強度等の、場合によっては相反するような複数の特性を兼ね備えることが必要とされるが、これらの特性は、上記分子構造の相違によって相互に影響を受け、その結果、両者の吸収体としての特性が変化する。

そうすると、甲1発明に接した当業者は、甲1発明における自己架橋型の内部架橋に代えて、あるいは更に加えて、内部架橋剤型の内部架橋を適用しようとはしないはずである。5 本判決は、次のとおり判断して、審決には進歩性の判断（相違点1の容易想到性の判断）に誤りがあるとして、審決を取り消した。

(1) 相違点1は、「架橋剤で架橋処理される前の対象物であるポリアクリル酸ナトリウム塩部分中和物について、本件訂正発明は、『2個以上の重合性不飽和基または2個以上の反応性基を有する内部架橋剤』を用いた内部架橋剤型の内部架橋を有するものであるのに対し、甲1発明は、自己架橋型の内部架橋を有するものである点」（相違点1'）において相違するということができる。

(2) そして、本件優先日前に頒布された刊行物（特開平5-43610号公報、特開平9-12613号公報等）によれば、本件優先日当時、紙オムツ等に使用される吸収体を、自己架橋型として製造することと、内部架橋剤型として製造することとは、当業者が任意に選択可能な技術であり、自己架橋型の内部架橋と比較して、内部架橋剤型の内部架橋には、例えば、吸収体の架橋密度を制御し、吸水諸性能をバランスよく保つことができる等の利点があることが、当業者の技術常識であったと認められる。

そうすると、本件優先日当時の当業者には、甲1発明において、使い捨ておむつや生理用ナプキン等の吸収性物品に用いられる高吸水性樹脂に一般に求められる、架橋密度を制御して吸水諸性能をバランスよく保つ等の課題を解決するために、自己架橋型の内部架橋に代えて、内部架橋剤型の内部架橋を採用する動機があったということができる。

また、本件優先日前に頒布された刊行物（特開平9-124710号公報等）によれば、本件優先日当時、紙オムツ等に使用される吸収体を、内部架橋剤と表面架橋剤とを併用して製造することは、当業者の周知技術であったと認められるから、後に表面架橋が予定されていることは、内部架橋剤型の内部架橋を採用することを阻害するものとはいえない。

したがって、甲1発明において、自己架橋型の内部架橋とすることに代えて、内部架橋剤型の内部架橋とすることは、当業者が容易に想到し得ると認められる。

さらに、本件優先日前に頒布された刊行物（特開平9-12613号公報等）の記載によれば、内部架橋剤として、「2個以上の重合性不飽和基または2個以上の反応性基を有する内部架橋剤」を選択することは、本件優先日当時の当業者が適宜なし得ることであったということができる。

(3) よって、甲1発明において、相違点1'に係る本件訂正発明の構成とすることは、当業者が容易に想到し得ることであるといえるから、相違点1に係る本件訂正発明の構成とすることも、当業者が容易に想到し得るものと認められる。